

地域再生計画 新旧対照表

新	旧
(略)	(略)
5 目標を達成するために行う事業	5 目標を達成するために行う事業
(略)	(略)
5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 1 地域再生支援助利子補給金の活用	5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 1 地域再生支援助利子補給金の活用
(略)	(略)
(4) 利子補給金の受給を予定する金融機関 「ものづくり山形活性化協議会」の構成 員である (株)山形銀行、(株)荘内銀行、(株)きらやか銀 行、(株)七十七銀行、 (株)みずほ銀行、(株)三菱東京UFJ銀行、 (株)三井住友銀行、 山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用 金庫、新庄信用金庫、 農林中央金庫、(株)商工組合中央金庫、(株) 日本政策投資銀行	(4) 利子補給金の受給を予定する金融機関 「ものづくり山形活性化協議会」の構成 員である (株)山形銀行、(株)荘内銀行、(株)きらやか銀 行、 (株)みずほ銀行、(株)三菱東京UFJ銀行、 山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用 金庫、新庄信用金庫、 農林中央金庫、(株)商工組合中央金庫、(株) 日本政策投資銀行
(略)	(略)
5-3 その他の事業	5-3 その他の事業
5-3-1 基本方針に基づく支援措置	5-3-1 基本方針に基づく支援措置
1 <u>成長産業・企業立地促進等事業費補助金の活用</u>	1 <u>地域企業立地促進等補助事業の活用</u>
(1) 支援措置の番号及び名称	(1) 支援措置の番号及び名称
①番号 B1103	①番号 B1103
②名称 <u>成長産業・企業立地促進等事業費補助金</u>	②名称 <u>地域企業立地促進等補助事業</u>
(略)	(略)
(4) 当該支援措置が不可欠な理由 本県において新たな産業や事業を創出 するためには、優れた技術を有する新た な企業の誘致など産業集積や人材育成の 取組みが必要であり、 <u>成長産業・企業立 地促進等事業費補助金</u> の採択に当たって 一定程度配慮される当該支援措置は不可 欠である。	(4) 当該支援措置が不可欠な理由 本県において新たな産業や事業を創出 するためには、優れた技術を有する新た な企業の誘致など産業集積や人材育成の 取組みが必要であり、 <u>地域企業立地促進 等補助事業</u> の採択に当たって一定程度配 慮される当該支援措置は不可欠である。
(略)	(略)